

令和４年度子ガラス捕獲処理業務仕様書

本業務は、カラスの繁殖期において、親ガラスによる不特定多数の通行人に対する威嚇行為、人身への危害を未然に防止することを目的に、市内一円を対象に、巣から落下し、又は飛行できずに地面等にうずくまっている子ガラス等の捕獲処理を行うものである。

１ 業務期間

令和４年４月１日から令和４年１０月３１日までとする。

２ 実施地域

札幌市内一円とする。

３ 業務対応時間

業務期間中の６時００分から１９時００分においては、３名（１名×３組）以上が同時に出勤可能な体制を維持すること。

４ 基本事項

- (１) 受託者は、本業務を実施するにあたり、契約締結後、本市に対して速やかに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）に基づくカラスの捕獲許可申請を行い、従事者すべてについて捕獲許可証の交付を受けること。
- (２) 受託者は、本業務を実施するにあたり、従事者に捕獲許可証の携帯及び腕章の装着をさせること。
- (３) 受託者は、本業務の特殊性を考慮し、実施にあたっては事故防止に万全を期すること。
- (４) 受託者は、本業務を実施するにあたり、従事者の安全確保に努めること。
- (５) 秘密の保持
 - ア 受託者及びその従事者は、本契約の業務期間内及び履行後において、業務上知りえた一切の秘密について、第三者に漏らしてはならない。
 - イ 受託者は、その従事者に対し、アの秘密保持について適切な指導管理をしなければならない。
- (６) 受託者は、本業務を実施するにあたり、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- (７) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議する。

5 体制準備等

業務に使用する器具等については、すべて受託者の負担とする。

6 業務実施方法

- (1) 市民等による通報から、子ガラス等の捕獲、処理にいたる一連の業務の流れは別添フローチャートのとおりとする。
- (2) 受託者は、市民等からの捕獲依頼を受けた委託者の指示により、直ちに現地出動を行うものとする。ただし、札幌市コールセンター又は本庁防災センターより捕獲等の指示があった場合も、委託者の指示とみなし、直ちに現地出動を行うものとする。
- (3) 現地に出動した際の業務は、以下の判断基準により行うものとする。また、捕獲は網又は手によって行うものとする。

①	子ガラス等が地面又は塀などの低い位置で、業務に当たる者の位置から高さ概ね2 m未満にある場合（地上2 m未満の捕獲）	直ちに捕獲業務を行うものとする。 ただし、特殊な状況又は子ガラス等が飛び立つなどして捕獲困難となった場合は中止する。
②	子ガラス等が業務に当たる者の位置から高さ概ね2 m以上にある場合（地上2 m以上の捕獲）	作業の特殊性、危険性等を考慮し、可能であれば捕獲を行うものとする。
③	通報者等がすでに子ガラス等を捕獲し、保管している場合（引き取り）	通報者等から子ガラス等を引き取る。
④	現地で子ガラス等を調査しても捕獲又は確認できない場合（捕獲できず）	通報者等から事情を聴取して、捕獲又は確認できない場合は業務を中止する。
⑤	子ガラス等が死んでいて親ガラスの威嚇が継続している場合（へい死）	廃棄物として適切な処分を行う。
⑥	巣の撤去	子ガラス等の足が巣にひっかかっているなど、巣を撤去しないと子ガラス等の捕獲が困難な場合に限り行う。

- (4) 子ガラス等の捕獲作業が終了したとき（中止や死んでいた場合を含む）は、業務完了の確認のため報告書（様式1）に通報者等の署名をもらうこととする。なお、通報者等が不在の場合は、署名に代えて捕獲状況のわかる写真を添付すること。

(5) 捕獲された子ガラス等の処理は、放鳥とする。放鳥場所は、捕獲された地点から遠隔地の山林等（本市郊外）で、周辺に一般住宅が無い場所とする。また、巣の撤去において採取した卵については、土中埋設処分とする。

(6) 各業務区分の件数の扱いについては、8の業務区分①から⑤については、出勤1回につき複数の子ガラス等の捕獲等を行った場合でも1件として計上する。なお、1回の出勤で業務区分①から⑤の2業務以上にかかった場合は、最も契約単価が高い業務を1件として計上する。業務区分⑥については、作業1回につき1件として計上する。

7 報告等

業務完了後は、委託者に速やかに電話連絡を行うものとする。また、報告書（様式1）については、業務期間満了後に業務完了届（様式2）と共に提出し、本市による検査を受けること。ただし、札幌市コールセンター又は本庁防災センターからの指示があった場合は、報告書（様式1）に指示者の所属、氏名、電話番号及び対応結果を記載の上、業務完了後、速やかに委託者へFAXにて通知すること。

8 業務区分及び予定件数

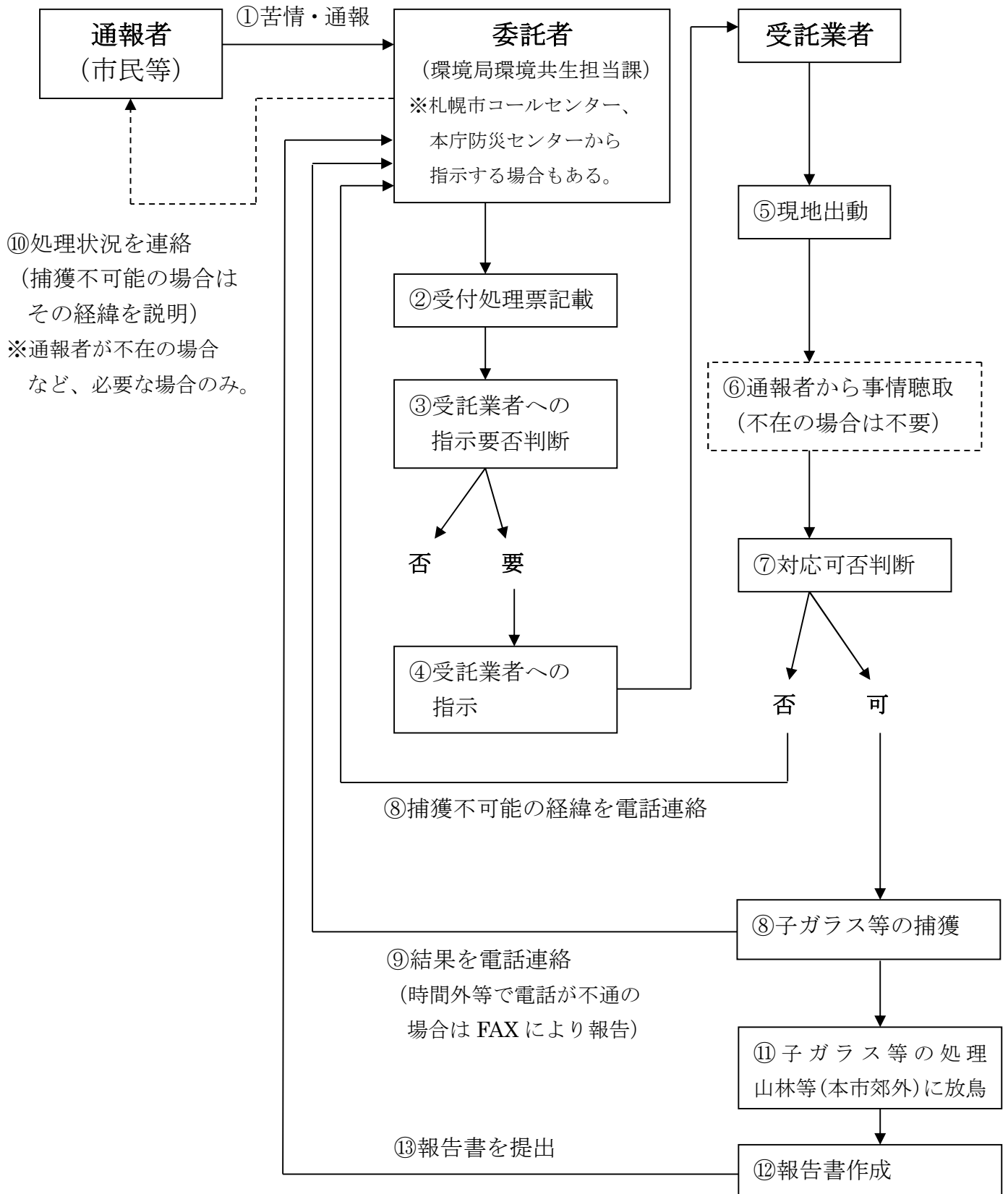
業務区分	予定件数
① 地上2m未満の捕獲	190 件
② 地上2m以上の捕獲	12 件
③ 引き取り	48 件
④ 捕獲できず	36 件
⑤ へい死	3 件
⑥ 巣の撤去	1 件

※なお、記載した数量は予定数量であり、その数量の発注を保証するものではない。

9 環境配慮事項

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

子ガラス捕獲処理業務委託フローチャート



【様式1】

子ガラス捕獲処理業務報告書

【整理番号 _____】

業務実施日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分
--------	---

業務実施場所	札幌市 区
--------	----------

	業 務 実 施 内 容	摘 要
☐	子ガラス等を捕獲（2 m未満） (ハシブト・ハシボソ) 羽	捕獲した場所の状況など
☐	子ガラス等を捕獲（2 m以上） (ハシブト・ハシボソ) 羽	捕獲した場所の状況など
☐	子ガラス等の引き取り (ハシブト・ハシボソ) 羽	引き取った状況
☐	子ガラス等を捕獲できず	捕獲または発見できなかった状況
☐	子ガラス等のへい死を確認 (ハシブト・ハシボソ) 羽	へい死の状況・処理の状況
☐	巣の撤去 個	撤去した時の状況及び捕獲したヒナの数、採取した卵の数 ハシブト（ヒナ 羽 ・ 卵 個） ハシボソ（ヒナ 羽 ・ 卵 個）

捕獲された子ガラス等の放鳥場所	札幌市 区
-----------------	----------

通報者の確認署名	
----------	--

報告書作成者氏名	
----------	--

【備考】
☐ 環境共生担当課（ ） に連絡済
☐ コールセンター（ ） に連絡済
☐ 防災センター（ ） に連絡済
☐ 通報者不在でサインもらえず。（写真を添付）

役務一第 9 号様式 完了届

完了届

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

名 称 令和 4 年度子ガラス捕獲処理業務

上記役務は、令和 年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

..... (以下、札幌市使用欄)

受付	令和 年 月 日	完了を確認した職員	印
----	----------	-----------	---

課 長	係 長	係

令和 年 月 日上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。